

新潟地方裁判所の民事訴訟等事件における郵便料の納付について

新潟地方裁判所

新潟地方裁判所（支部を含む）の民事・行政訴訟事件、労働審判事件における書類の送達・送付に要する郵便料の納付については、できる限り予納金による納付の方法によっていただきますよう、ご協力をお願いいたします。予納金による納付をしていただくと、事件終了後に郵便料が残った場合、あらかじめ指定された口座に振り込む方法により還付を受けることができます。

第1 郵便切手に代えて予納金による納付が可能な事件

- 1 新潟地方裁判所本庁・各支部における民事第一審訴訟事件及び新潟地方裁判所本庁における行政第一審訴訟事件
- 2 1の事件の判決に対する控訴提起事件
- 3 新潟地方裁判所本庁がした民事控訴審判決に対する上告提起事件
- 4 新潟地方裁判所本庁における労働審判事件
- 5 上記1又は4に関連する抗告提起事件

第2 予納金による納付方法（以下の3つの方法があります。）

◆（その1）電子納付

弁護士の方など、裁判手続をよく利用される方は是非ご登録ください。

インターネットバンキング・ATM等で納付できます。最初に[電子納付利用者登録申請書](#)を提出して利用登録することが必要です（登録は事件ごとや裁判所ごとに行う必要はなく、1度行えば足ります。）。詳しくは「保管金の電子納付について」をご覧ください。

◆（その2）銀行振込

訴状等を提出後、受付担当者から保管金提出書・保管金振込依頼書の交付を受け、保管金振込依頼書に現金を添えて最寄りの銀行で振込手続を行い、

保管金提出書に必要事項を記入し、保管金振込依頼書の2枚目（「裁判所提出用」）を添えて会計課（係）に提出してください。

※注意事項

- ・保管金提出書、保管金振込依頼書の交付を郵送で希望される場合、送付用の郵便切手を納めていただく必要はありません。
- ・インターネットバンキング・ATMからの振込はできません。
- ・振込名義人と保管金提出者は同一人に限られます。
- ・振込手数料及び保管金提出書・振込依頼書の会計課（係）への送付費用は納付者においてご負担ください。

◆（その3）窓口における現金納付

訴状等を提出後、受付担当者から保管金提出書の交付を受け、保管金提出書に必要事項を記入し、現金を添えて会計課（係）に提出してください。

※注意事項

- ・還付金（事件終了後、使用しなかった残金）の振込先金融機関、口座番号が分かるものをご持参いただくとスムーズに手続きが行えます。
- ・釣銭の用意がありませんので、お釣りのないように現金をご用意ください。

第3 納付金額

第1の1の事件：当事者の合計3名まで7,000円

第1の2及び第1の3の事件：当事者の合計2名まで6,000円

第1の4の事件：当事者の合計3名まで3,000円

第1の5の事件：当事者の合計2名まで4,000円

※いずれの事件も当事者1名増すごとに2,000円追加となります。

《ご留意ください》

送付嘱託等で使用する返送費用は、郵便切手で予納していただくことがあります。